

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	令和5年度熊本県菊陽町電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

菊陽町長

公表日

令和7年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度熊本県菊陽町電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の実施に関する事務
②事務の概要	エネルギー・食料品等の物価高による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して負担を軽減するための臨時的な措置として、生活の支援を行うことを目的として、給付金を支給する。 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 本庁事務(申請・受付・相談・給付金等の支払)に係る事務
③システムの名称	1. 臨時給付金システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 価格高騰重点支援給付金支給対象者ファイル、2. 宛名情報ファイル、3. 公的給付支給等口座登録簿関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 ・令和5年デジタル庁・総務省告示第21号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供事務】 なし 【情報照会事務】 ・番号法第19条第8項、別表第二第121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・令和5年デジタル庁・総務省告示第22号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示)第5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総務課 電話 096-232-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 健康福祉部 福祉課 電話 096-232-4913
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務従事者へ研修及び特定個人情報との取り扱いに関する自己点検チェックを行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月18日	I 関連情報 1. ②事務の概要	電力・ガス・価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、生活の支援を行うことを目的として、1世帯当たり3万円を支給する。 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会	エネルギー・食料品等の物価高による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して負担を軽減するための臨時的な措置として、生活の支援を行うことを目的として、給付金を支給する。 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会	事前	追加給付に伴う修正
令和5年12月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年5月1日	令和5年12月1日	事前	追加給付に伴う修正
令和5年12月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年5月1日	令和5年12月1日	事前	追加給付に伴う修正
令和7年12月1日	評価署名	令和5年度熊本県菊陽町電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	令和5年度熊本県菊陽町電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】	事後	
令和7年12月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年12月1日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和7年12月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年12月1日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	追加項目	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策	なし	追加項目	事後	